

亀山市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第36号

亀山市公印規則の一部を改正する規則

亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

職印	亀山市 長印	長亀三 之山重 印市県 戸籍(2)	れい 書	方21	黄楊	戸籍市民室長 専決に係る証 明及び許可事 務用	戸籍市 民室	1
----	-----------	----------------------------	---------	-----	----	----------------------------------	-----------	---

」

を

「

職印	亀山市 長印	長亀三 之山重 印市県 戸籍(2)	れい 書	方21	黄楊	戸籍市民室長 専決に係る証 明及び許可事 務用	戸籍市 民室	1
職印	亀山市 長印	亀山市長	れい 書	縦4 横10	黄楊	戸籍市民室長 専決に係る追 記事務用	戸籍市 民室	2

」

に、

「

職印	亀山市 長職務 代理者 印	者職亀 之務山 印代市 戸理長 籍(2)	れい 書	方21	黄楊	市長職務代理 者名による戸 籍市民室長専 決に係る証明 及び許可事務 用	戸籍市 民室	1
----	------------------------	----------------------------------	---------	-----	----	---	-----------	---

」

を

職印	亀山市 市長職務 代理者 印	者職亀 之務山 印代理 戸籍長 (2)	れい 書	方 2 1	黄 楊	市長職務代理 者名による戸 籍市民室長専 決に係る証明 及び許可事務 用	戸籍市 民室	1
職印	亀山市 市長職務 代理者 印	亀山市長 職務代理者	れい 書	縦 7 横 1 2	黄 楊	市長職務代理 者名による戸 籍市民室長専 決に係る追記 事務用	戸籍市 民室	2

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。